

就労継続支援B型サービス事業所へ支払われる報酬の算定方法について

障害福祉サービスを提供した際の報酬の額は、[基本報酬に係る単位数]に[加算に係る単位数]を加え、[減算に係る単位数]を減じて得た単位数に単価（※）を乗じて得た額となる。

※ 京都市（5級地）における就労継続支援B型に係る単価は、1単位10.57円

1 基本報酬

地域における多様な就労支援ニーズに対応する観点から、(1)「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系と、(2)「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を設け、事業所ごとに選択する。

(1) 「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系

職員の配置状況、定員数、平均工賃月額の3つの要素で決定される。

就労継続支援B型サービス費（I）（従業員配置6：1以上）の例

※定員20人以下の場合

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	837単位／日
3.5万円以上4.5万円未満	805単位／日
3万円以上3.5万円未満	758単位／日
2.5万円以上3万円未満	738単位／日
2万円以上2.5万円未満	726単位／日
1.5万円以上2万円未満	703単位／日
1万円以上1.5万円未満	673単位／日
1万円未満	590単位／日

注1) 従業員配置7.5：1以上のときは就労継続支援B型サービス費（II）

定員20人以下の場合、748単位／日～537単位／日

注2) 従業員配置10：1以上のときは就労継続支援B型サービス費（III）

定員20人以下の場合、682単位／日～490単位／日

注3) 利用定員の区分（5区分）に応じて基本報酬の単位数が変わる。

(2) 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

職員の配置状況、定員数の2つの要素で決定される。

就労継続支援B型サービス費（IV）（従業員配置6：1以上）の例

定員	基本報酬
20人以下	584単位／日

注1) 従業員配置7.5：1以上のときは就労継続支援B型サービス費（V）

定員20人以下の場合、530単位／日

注2) 従業員配置10:1のときは就労継続支援B型サービス費(VI)

定員20人以下の場合、484単位/日

注3) 利用定員の区分(5区分)に応じて基本報酬の単位数が変わる。

2 加算

- (1) **視覚・聴覚言語障害者支援体制加算** 51単位/日、41単位/日

視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が一定数以上あって、意思疎通に
関し専門性を有する職員が一定数以上配置されている場合

- (2) **就労移行支援体制加算** 基本報酬の区分等に応じて、5単位/日～93単位/日
一般就労に移行し、6月以上就労継続している者がいる場合

- (3) **食事提供体制加算** 30単位/日

収入が一定額以下の利用者に対して、栄養面での適切な配慮をしたうえで食事を提
供した場合

- (4) **福祉専門職員配置等加算** 6単位/日、10単位/日、15単位/日

社会福祉士等資格保有者が一定割合以上に雇用されている場合

- (5) **欠席時対応加算** 94単位/回(月4回まで)

利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合

- (6) **医療連携体制加算** 32単位/日～800単位/日

医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して利用者に対して看護を行
った場合や介護職員等に痰の吸引等に係る指導を行った場合等

- (7) **重度者支援体制加算** 22単位/日～56単位/日

前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者が、一定数以上である場合等

- (8) **目標工賃達成指導員配置加算** 36単位/日～45単位/日

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制をもって、
目標工賃の達成に向けた取組みを行う場合

- (9) **送迎加算** 21単位/回、10単位/回

居宅等と事業所・施設との間の送迎を行った場合

- (10) **福祉・介護職員等処遇改善加算** 所定単位数の6.2%～10.4%

福祉・介護職員の賃金改善等について、一定の基準に適合する取組を実施している
場合

- (11) **その他の加算**

(1)～(10)のほか、高次脳機能障害者支援体制加算、就労移行連携加算、初期加算、訪問
支援特別加算、利用者負担上限額管理加算、ピアサポート実施加算、地域協働加算、目
標工賃達成加算、障害福祉サービスの体験利用支援加算、在宅時生活支援サービス加
算、社会生活支援特別加算、緊急時受入加算、集中的支援加算がある。

3 減算

定員超過利用減算、サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者欠如減算、個別支援計画未作成減算、短時間利用減算、情報公表未報告減算、業務継続計画未策定減算、身体拘束廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算がある。